都市農地の新しい利活用

文: 佐藤啓二(財団法人都市農地活用支援センター理事)

| 宅地予備軍に | 位置づけられてきた都市内農地

● 市街化区域と農地

(昭和 44 年の新都市計画法)

はじめに日本の農業の大きな歩みを押さえておこう。周知のとおり、戦後の食糧不足もあり、農業は昭和20年代までは日本の基幹産業の地位を保ち続けた。しかし、昭和35年から池田内閣の所得倍増計画がスタートし、日本社会全体が高度経済成長路線を突き進むなか、労働力の都市への集中が進み、農家数も農地面積も大きく減少することとなった。その後も減少傾向はとどまることがなく、グラフ1に示されているように、昭和40年に600万haを超えていた耕地面積は、平成17年には469万haにまで落ち込んでいる。

農家戸数の減少はさらに激しく、昭和 45年に544万戸あった農家世帯は、平 成12年時点で312万戸となっている。

特に、都市内の農地についてその衰退に 決定的な影響を与えたのが、昭和44年に 制定された新都市計画法である。当時の日 本は、都市部への無秩序な人口・産業の集 中に対して、道路や下水道など基盤となる 施設の整備が追いついていないことが大き な問題となっていた。そこで、この法律に より効率的な基盤整備を実現するために、 大都市および一定規模以上の都市につい て、市街化を促進する区域と市街化を抑制 する区域に大きく二分する、いわゆる「線 引き」を導入することとなった。都市内の 農地もこのどちらかに区分されることにな り、市街化区域内に入った農地は基本的に 宅地予備軍と位置づけられ、届出だけで宅 地化することができ、農業振興施策の対象 からも外された。右ページの図はこの関係 を表している。

ちなみに農業振興地域というのは、その後、昭和46年に今度は農水省(当時)が設定した区域であり、農用地区域はそのなかで特に農地保全・整備を図るべき区域である。

② 生産緑地と宅地化農地

(平成3年の都市農地制度改革)

都市農地にとって、さらに大きな転機が訪

れたのが平成3年である。

これに先立って全国で不動産バブルによって地価高騰が激化し、その原因として宅地供給量不足、特に市街化区域内の農地が宅地化されず残っている状況が問題とされた。そしてついに、大都市圏の市街化区域内農地に対する固定資産税の宅地並み課税が実施されたのである。

その代わり、営農継続を希望する農家のための仕組みとして生産緑地制度が拡充・整備された。生産緑地地区に指定されれば宅地並み課税は免ぜられ、昭和49年に創設されていた農地の相続税猶予制度も基本的には踏襲されることになった(なお、一度生産緑地地区に指定されると、希望しない限り30年間は指定解除ができない)。

このような事情で、大都市圏の市街化区域内の農家は新都市計画法の線引きに続き、再度、生産緑地地区指定を受けるか、宅地並み課税される農地(「宅地化農地」という)という線引きにさらされることとなったのである。

❸ 都市内農地の推移と現状

宅地並み課税に合わせ、国では宅地化農地 の宅地化と区画整理事業などの計画的なま ちづくりを進めるため、農住組合制度やさ まざまな補助制度を用意した。

その結果、昭和 60 年に 18 万 6000ha あった全国の市街化区域内農地は、平成 18 年には 8 万 1000ha にまで減少している。(グラフ 2)

しかし、最近はまとまった規模の土地が 少なくなったこともあって計画的なまちづ くりの件数は減少。小規模で乱雑な開発が 進み、他方、廃材捨て場や空き地として放 置される事例も増加するなどの問題が顕在 化してきた。

2 都市住民が農に求めるもの 一量的変化、質的変化—

● 人口の減少と都市の縮減

先に述べたように、現在の都市農地に対する法制度・税などの根底には、都市内の農地は基本的には都市住民の宅地予備軍であるという位置づけがある。しかし、都市空間の変化の方向は大きく変わろうとしている。これまで大都市は一貫して拡大・膨張

を続けてきたし、都市農地への対応を含め、 都市空間のコントロールに求められたのは こうしたエネルギーの制御であった。

現在、日本全体ではすでに人口の減少が始まっている。最も遅れる東京圏でも7年後からは減少に転じることが見込まれている。(グラフ3)

また都市政策においても、環境問題や高齢化社会への対応、公共サービスの効率化などを背景に、都市のコンパクト化が重要視されるようになり、人口の減少以上の割合で都市の縮減が進むことが予想される。

宅地需要についても、遊休地や低未利用 地の有効活用のウエイトが高まり、郊外の 宅地開発は盛時に比べるとすでに半減して いるが、今後さらに減少すると考えられる。 (グラフ4)

これまで都市農地の利活用の主流であった宅地供給に関していえば、今後なお必要性があると考えられるのは、これまでのような量的充足を目指した開発ではなく、郊外の農地ならではの環境を備えた希少性のある住宅地や、周囲の農地との調和を図りつつ開発されるプロジェクトであろう。

おおおります。

自然・生態系とのつながりなどへの欲求

さまざまな主体が実施した市民アンケートを見ると、近年の明らかな傾向として、都市内の農地や農業について、開発して宅地化するのではなく、残したほうがいいという人が増えている。特に食の安全が大きなテーマとなりつつある現在、この傾向はますます高まっていると想像される。(グラフ5)

この背景を考えてみると、日本の都市住 民が自分を取り巻く社会や身の回りの環境 に求める欲求が質的に大きく変化しつつあ る事情が浮かび上がってくる。

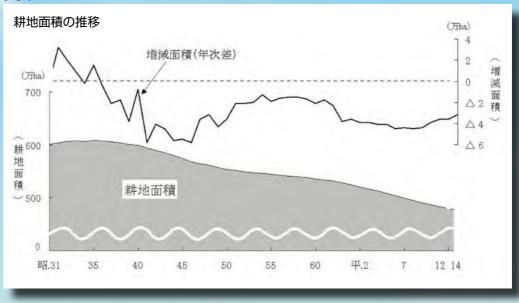
日本中で、グローバリズムの名のもと、できるだけ効率的に衣・食・住への欲求を満たすことを是とする個人主義、効率主義、経済至上主義が浸透。その結果、市民や家族間の分断、犯罪の多発、地域間の格差、高齢者の問題、教育の問題、安全と企業倫理の問題などが、人々の心に拭うことのできない影を落としている。

いま都市住民のなかに芽生えつつあるも

(こ向けて――本書編纂のねらい―

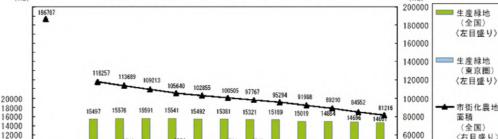
グラフ・

グラフ 2





農振法及び都市計画法による土地利用区分 市街化区域は、農 農業振興地域は、 全国土面積 3,779万ha 農業振興地域 林水産大臣と協議の 市街化区域(用途地 平成17年3月31日現在 1 721(502)万ha 上、市街化を図るべ 域)で指定できない)内は、農地面積 き区域とされたもの が、市街化を抑制す であるため、農地転 べき区域とされてい 農用地区域 **美福市計画区域** 用は届出すれば「キ る市街化調整区域 491 (425) 万ha 用途地域。 等においては、積極 的に指定し、優良点 緩引き都市計画区域 地を保全し、確保 市街化区域 用途地域内の最 衝化護整区 1437500 地については、市街 2737ih 生產縣地 化傾向の著しい区 域内の農地であると 1 5万ha して、原則転用は片 非練引き都市計画区域 441万 40万ha 用途地域 資料:国土交通省都市・地域整備局「都市計画年報」及び農林水産省農村振興局企画部地域計画官調べ



市街化区域内の農地面積及び生産緑地面積の推移

18000 16000 15497 15578 15591 15541 15492 15381 15321 15189 15019 14684 14696 14681 80000 12000 12000 10000 8695 8748 8782 8804 8334 8794 8748 8690 8637 8591 8487 8456 40000 2000 2000 2000 2000 2000 平成7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 (年)

資料:総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画年報」

注1: 各年とも3月31日現在の数値。

注2:農地面積には、生産緑地面積等を含まない。

2

市街化農地

(東京圏)

〈右目盛り

な充足 | 「効率より安全・安心 | 「個人主義 だけで割り切れないコミュニティ・地域と の結びつき」「生きていくうえでのエコロ ジカルな環境の大切さしなどである。

これまで、その非効率性、割り切れない 有機性ゆえに劣勢に甘んじていた農地・農 の新たな欲求と相当程度重なっており、そ れが冒頭のアンケート結果に反映されてい ると考えられる。

欧米諸国で盛んになりつつある環境共 生、ニューアーバニズム、コミュニティデ ザインといった動きを見ると、これは日本 のみならず先進工業国共通の、さらには地 球規模の広がりをもつ不可逆的なムーブメ ントとするべきであろうし、こうした文明 観に立脚して農地活用の可能性を探る必要 があろう。

都市農地の 新たな利活用に向けて

これまで見たように、都市農地の利活用の あり方を決定づける日本社会と都市のあり 方、そして都市住民の欲求が大きく変わろ うとしているにもかかわらず、都市計画法、 農地法、税制など都市農地に関係する法制 度の骨格は平成3年に作られた「宅地予 備軍」という枠組みのまま推移している。 そして関係する情報は、専門行政組織のほ かは、市民全体から見るとほんのひと握り の農地・農業関係者でしか共有されていない。

都市住民と農地の新たな関係の構築とい う、国のかたちにとって大切な時期を迎え ている今、閉塞は許されない。新しい酒は 新しい革袋に入れなければならない。その ためには、国や専門機関、研究者らに問題 の解決を委ねたままにするのではなく、わ れわれの周囲で始まっている都市住民と農 地・農業の関係の本質的な変化の兆しを顕 在化させている事例を収集・吟味し、農地・ 農業関係者の枠を取り払い、できるだけ多 くの市民・団体・企業に知ってもらうこと ハ:教育・コミュニティ育成 が大切であると考えた。今後、新たな制度 づくりが本格化するにあたり、市民社会に ホ:高齢者の暮らし 依拠した強固な土台を築くことこそが最も へ:レクリエーション 重要である。

今回、財団法人都市農地活用支援セン ❸ 多様な主体の参画・連携

の、それは「物質だけでなく精神・文化的 ターが、財団法人宝くじ協会のご協力を得 て本書を編集し、この種の刊行物としては 例のない広範囲な読者に配布する目的もそ こにある。

本書編集に当たり、各方面に豊富な情報・ 専門知識をもっておられる方々のご協力を 得て編集委員会を設置し、本書の趣旨に合 業の姿は、逆に、勃興しつつある都市住民 致していると思われる事例をリストアップ することに努めた。

事例を選定・紹介するに 当たっての方針

1事例選定の観点

事例を選定する際、●~❸を物差しとした。 各事例のタイトルわきに表示。

平成 18 年 9 月に閣議決定された「住生 活基本計画(全国計画)」は国レベルの公 的計画・文書としては初めて、大都市圏の 市街化区域内農地の保全の意義を認め、「市 街化区域内農地については、市街地内の貴 重な緑地資源であることを十分に認識し、 保全を視野に入れ、農地と住宅地が調和し たまちづくりなど計画的な利用を図る」こ とを明らかにした。

『農地と住宅地が調和したまちづくり』 として考えられるのは以下のとおり。

- イ:農地と宅地の区分の明確化
- 口:農地と宅地の両立(時間の経過に委ね
- 八:市民農園という存在の仕方
- 二:都市公園(農業公園)という存在の仕方 ホ:(農地ではない) 新しい農的空間の創造
- ② 農地が都市住民のどのような(新しい) 欲求の対象となっているか

まず若干異質だが、

イ:優れた住環境(希少性のある郊外型住

- 口:自然環境・エコロジー
- 二:新鮮で安全な農産物

- ト:まちの活性化の起爆剤(UIJ ターンなど)

都市農地の利活用に際しての上記2の欲求 の変化は、必然的に利活用の主体の変化 多様化を惹起する。これまでの農業者、 JA、行政(農政)の狭い範囲に限定され ていた関係者から、企業、NPO など市民 団体、行政(農政だけでなく、教育、福祉、 環境、まちおこしなど)に広がりを見せる ようになっている。

2事例紹介のフォーマット

写真により取り組みのイメージをビジュア ルに伝えるとともに、取り組みを伝える記 事は、若干の幅はあるものの、基本的に以 下の枠組みで構成することとした。

● どのように新しい役割に応えているか その取り組みについて、上記□の①~③の 該当事項を記載

❷ ネック克服の仕組み・工夫

現行の法制度のもとでは、取り組みの企画 を実現するうえでさまざまなハードルが存 在しているが、それをどのような方法でク リアしたのかを記載

3 実現のプロセス・主体の取り組み方

いくらいい企画であっても、誰かがある面 でのリスクを覚悟で現実行為に踏み出さな ければプロジェクトは実現しない。主体形 成は大切なテーマである。誰(団体)がど のようなプロセスを経て実現の主体となっ たのかを記載

4 地域固有の文化・特性を生かした設計

該当事項があれば記載

もとより、刊行の目的を考えると、今回 の事例集は第一弾というべきものであり、 機会を得て第二弾、第三弾が企画されるべ きものである。

本書発行を契機に、読者の皆さんから、 手に余る情報が寄せられることを願ってや まない。

